

「別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備を求める」に関する陳情

[願意]

実効性のある面会交流が可能となるよう速やかに法整備を講じるように国の関係機関に意見書を提出して下さい。

[理由]

2012年には民法が改正され、同766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。

この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。』と我が国では、初めて、面会交流・養育費に関して、明記されました。

しかしながら、我が国では、離婚届出は、特段、面会交流・養育費を取り決めないでも受理され、面会交流の拡充・養育費の支払いは遅々として進んでいないのが、現状です。

別居親も子どもの成長にかかわっていくことで、離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなることに鑑み、「別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法律」を速やかに整備することを求める意見書を国の関係機関に提出して下さい。